

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年 3 月 9 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600203号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600107号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成16年12月29日の標準賞与額を22万円、平成17年8月10日の標準賞与額を18万2,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月29日及び平成17年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月29日及び平成17年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月29日
② 平成17年8月10日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②について、賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、各請求期間について標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者の取引金融機関から提出された預金取引明細表及びA社で厚生年金保険の被保険者記録がある元従業員が所持する賞与に係る給与支給明細書の写し(以下「賞与明細書」という。)により、請求者は、請求期間①及び②において、同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上述の預金取引明細表及び賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、請求期間①は22万円、請求期間②は18万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月29日及び平成17年8月10日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、保

險料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。